

実 績 評 価 書

平成 1 8 年 7 月

政策体系	番 号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境作りを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品の安全性を確保すること
	IV	いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できるようにすること
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	いわゆる健康食品等の健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する又は著しく人を誤認させるような表示を禁止することにより、表示・広告の適正化を図り、健康被害発生を未然に防止すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
平成 15 年度に健康の保持増進に役立つものとして販売される食品について虚偽誇大な広告等の表示を取り締まるため健康増進法の改正を行ったところであり、これらの適正な運用を図るため、地方自治法に基づく技術的な助言として、地方厚生局、都道府県等に対し広告適正化の指針（以下単に「指針」という。）を示すとともに研修を実施し、協働で不適正広告を行う事業者の監視・指導等に当たる。					
○関連する経費（平成 1 7 年度予算額）					
・ 誇大広告等不適正表示監視等指導費 8, 8 0 4 千円					
(評価指標の考え方)					
本目標においては、いわゆる健康食品等の健康保持増進効果等について、表示・広告の適正化を図ることにより、健康食品等に関する適切な情報提供がなされるよう環境を整備し、ひいては実際に健康被害が発生することを未然に防止することを目標としている。よって、最終的な結果となる、健康食品等に関する健康被害報告数及び虚偽誇大広告に該当する表示・広告に対する是正措置の一つである、健康増進法第 32 条の 2 違反に対する勧告数を評価指標し、実績目標の達成度を測定することとする。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
健康増進法第 32 条の 2 (虚偽誇大広告) 違反に対する勧告数 (件)	—	—	0	0	0
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
健康食品等に関する健康被害報告数(件)	—	193	89	45	39
(備 考)					
評価指標は、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の					

調べによる。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

いわゆる健康食品と称して販売されているものの中には、広告等において、健康の保持増進効果を期待させる虚偽又は誇大と思われる表示が行われているものが存在し、こうした虚偽又は誇大な広告等がなされた食品を購入・摂取することにより、適切な診療機会を逸してしまうおそれがある。そのため、消費者や製造業者等に対して虚偽誇大広告等禁止制度や不適正表示の改善指導のための啓発指導を行う必要があり、平成 15 年度には健康増進法の改正を実施した。

平成 14 年度の中国製ダイエット健康食品事件をきっかけに設けられた健康被害報告制度は、制度浸透とともに、全国の自治体から広く報告が寄せられるようになってきており、当該報告により安全性についての情報を収集し、消費者に適切なフィードバックを行っている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

自治体等に対する研修等を通じ指針内容の啓発指導に努め、適正な制度運用を図ることにより、広告表示に自ら懸念を抱く事業者からの事前相談を促し、不適正広告の改善が図られている。併せて、事例の集積が図られることで、より良い監視体制を築いて行くことができ、これにより健康食品等の広告・表示の適正化を効果的に推進することができる。なお、平成 16 年度からは、集積した事例を活用しパンフレット、事例集を作成し、事業者のみならず消費者への普及啓発を積極的に図ることとし、また平成 17 年度からは、従来から実施している厚生労働省及び自治体による監視指導に加え、健康増進法第 32 条の 2 違反の疑いのある事例の収集について、その一部を外部委託することにより不適正広告の監視体制の強化を図った。

政策手段の効率性の評価

平成 17 年度からは違反事例収集の一部を外部に委託することにより、より効率的に違反事例を把握することが可能となった。虚偽誇大広告等に関する監視については、行政指導を行うことにより不適正広告が勧告以前に排除される結果となっており、効率的に広告の適正化が図られている。

健康被害情報の収集については、自治体と厚生労働省で役割分担し、保健所が医師からの報告を受けると都道府県を経由して厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、迅速かつ効率的な情報収集ができています。

総合的な評価

平成 15 年度の健康増進法の改正（健康の保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等を禁止）以降、その適正な運用を図るために指導を重ねてきたところであるが、平成 17 年度においても、健康増進法の規定に基づく勧告を要するような悪質な違反事例はない。これは、監視指導の徹底により、制度が事業者間に普及し広告等の適正化が図られた結果であると考えられる。

健康被害事例の報告件数については、平成 17 年度は平成 16 年度よりも減少してい

るが、これは情報の適正化により誤った認識に基づく健康被害が減少していることはもとより、自治体等との連携が強化され、情報収集体制が成熟してきたことにより、自治体における調査の徹底が図られ、自治体において、厚生労働省へ報告すべき情報かどうかを精査した後に、当省へ報告するようになっているためであり、広告・表示の適正化を推進する仕組み並びに現実に健康被害が生じてしまった場合の情報収集及び報告体制について実効性を増してきていると考えられる。

したがって、平成 17 年度においても施策目標の推進に向け一定の進展があったと評価できる。

今後も、不適正広告が一掃されるよう、現在の制度の運用を一層徹底していく必要がある。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
<input checked="" type="checkbox"/> 2 達成に向けて進展があった	<input checked="" type="checkbox"/> 2 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「健康食品」にかかる制度のあり方に関する検討会の開催

(平成 15 年 4 月～平成 16 年 6 月。研究者、業界関係者等。)

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。